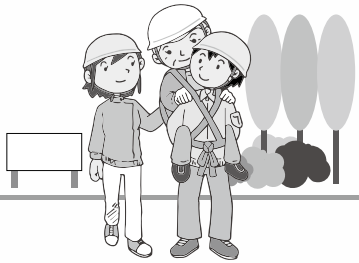


Clip!

地域の防災リーダーを必要としています

問合先：総務課
危機管理担当



■備える！
「防災リーダー」を中心に災害について日ごろから正しく理解を！
大規模な災害の発生直後は、行政の支援がすべての地域に届くことが難しくなります。
災害の発生直後は、各個人が適切な対応を、そして地域での助け合いが命を守るために非常に重要となります。このような自助、共助が適切に働くためには、地域の防災リーダーの存在が重要となります。

今、地域の防災活動には、「防災活動の中心となるリーダー」不足による防災活動の停滞や継続的な活動ができないなどの課題があります。

「防災士」になりませんか！

■知る！

防災に対する一定の知識と技能を習得した「防災士」！

「防災士」になるためには

- ① 防災士になるための研修を受講
- ② 日本防災士機構が行う資格試験に合格
- ③ 救命救急講習を受講

これらの研修、試験、講習を受けた人が日本防災士機構へ登録申請を行うことで「防災士」として認証を受けることができます。

■取得する！

「防災士」資格取得に係る費用を助成します！

本市では、市内に住所を有し、地域防災活動の中心となっていたただける方に対して、防災士資格取得に係る費用を助成します。（受講費用、試験料、認定登録申請料）ご希望の場合は、上記担当までご連絡ください。

■貢献する！

「防災士」となり地域で活躍！

地域の安全・安心を高めるために、地域ぐるみで自主防災組織を活性化させ、地域防災力の強化を図る必要性があります。

防災士になって、防災・減災活動を、地域住民の皆さんといっしょに進めていきませんか！

Clip!

5月12日は民生委員・児童委員の日です

問合先：福祉課
地域福祉担当 ☎(46) 5112

民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まりました。この日を「民生委員・児童委員の日」と定め、5月18日までの1週間を活動強化週間として、民生委員・児童委員活動の理解を広めるとともに、自主的・主体的な活動を充実・強化する機会にしています。

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、日ごろから住民の立場に立った相談・助言・援助をおこない、関係機関と協力して地域保健福祉の推進をめざし、自主的・主体的な活動をしています。また、民生委員は児童委員も兼ねていて、児童福祉の向上にも努めています。

主任児童委員

主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事を専門に担当し、民生委員・児童委員と連携しながら、児童福祉分野での活動を展開しています。

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間

「広げよう 地域に根ざした思いやり」行動宣言による、安全で安心な福祉のまちづくりをめざして、多くの関係機関と連携して、さまざまな取り組みを推進しています。

実施期間

5月12日(火)～5月18日(月)

全国の民生委員・児童委員が一緒に、組織的なPR活動を展開することで、地域住民をはじめ、関係機関・団体等にも民生委員・児童委員とその活動を広く理解していただくよう取り組みを行います。

実施主体

単位民生委員児童委員協議会
市区町村民生委員児童委員協議会

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会
全国民生委員児童委員連合会

市立病院の外来診療をお知らせします

市立病院及び介護老人保健施設「つる」診療費等のクレジットカード払いについて

問合先：市立病院 医事担当 ☎ (45) 1811
介護老人保健施設「つる」事務室 ☎ (45) 1813

■受付時間

	時間
平日	8：30～11：00
土曜日	8：30～10：30
眼科(月～土)	8：30～10：00

■外来休診日

日曜日
国民の祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

■午後診療受付時間

診療科目	診療日	時間
内科	火・木	13：00～15：00
皮膚科	火・金	13：30～16：00
耳鼻咽喉科	月	13：30～16：00
乳腺外科	月	12：30～16：30
呼吸器外科	水	12：30～14：30
禁煙外来	金	電話による予約制

市立病院及び介護老人保健施設「つる」診療費等のクレジットカード払いについて

患者さま及び利用者さまの利便性を図るため、平成27年4月から診療費、利用料などの支払いについてクレジットカードの利用が可能となりました。

■決済方法

1 一回払い
分割払い(3・5・6・10・12・15・18・20・24回)
リボルビング払い

※利用者とクレジットカード会社との契約により決済方法を選択できます。

※2 一回払い、ボーナス一括払い、ボーナス併用分割払いはご利用できません。

■その他

売店及び食堂でのご利用はできません。

カードをお使いいただく場合、お支払の際にお申し出ください。カードの利用限度額については、各カード会社にお問い合わせください。

現金とカードとの併用及び2枚以上のカードを組み合わせてのお支払いはできませんので、あらかじめご了承ください。



パブリック・コメントを実施します

問合先：企画課 企画担当

「第2期都留市地域公共交通総合連携計画(案)」について

高齢者をはじめとする交通弱者への「日常生活としての足」として地域公共交通の維持や確保は、全国的に大きな課題とされています。

本市においても、交通弱者対策として、また、健康づくりや環境問題への対応、交通事故防止といった安全で安心なまちづくりの観点からも、「生活交通確保対策」は重点的に取り組むこととしています。

このたび、公共交通体系を見直し改善することで、公共交通の利用促進を目指すため、2期目となる新たな「都留市公共交通総合連携計画」を策定します。この計画に対し皆さまからのご意見をお待ちしています。

案を立案する際に整理した論点

- 1 利用者と地域の実情を踏まえた効率的な運行体系の構築について
- 2 地域活性化に資する地域公共交通体系の構築について
- 3 利用しやすい環境の整備について
- 4 地域公共交通を地域で支えるための仕組みの構築について

【募集期間】
5月1日(金)～5月29日(金)

【問合先及び意見等の提出先】
次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

■直接提出 企画課企画担当
〒402-8501 (住所不変) 都留市役所企画課行
■FAX (45) 5005
※送付書を添付してください。

■Eメール
kikaku1@city.tsuru.lg.jp
※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入が無い場合は、受け付けできません。

【公表する施策の閲覧方法】

■市ホームページ
■閲覧場所
月～金曜日(祝日は除く)
・市役所(企画課企画担当
総務課法制広報担当)
・いきいきプラザ都留
・各地域コミュニティセンター
※閲覧時間は17時15分まで
火～日曜日(祝日(月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日を除く)
・市立図書館
※閲覧時間は火～木曜日は19時まで、金～日曜日は17時15分まで
月～土曜日(祝日は除く)
・都留文科大附属図書館
※閲覧時間は平日21時まで、土曜日は16時まで

市立病院の外来診療をお知らせします

問合先：市立病院 医事担当 ☎ (45) 1811

■受付時間

	時間
平日	8：30～11：00
土曜日	8：30～10：30
眼科(月～土)	8：30～10：00

■外来休診日

日曜日
国民の祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

■午後診療受付時間

診療科目	診療日	時間
内科	火・木	13：00～15：00
皮膚科	火・金	13：30～16：00
耳鼻咽喉科	月	13：30～16：00
乳腺外科	月	12：30～16：30
呼吸器外科	水	12：30～14：30
禁煙外来	金	電話による予約制

市立病院及び介護老人保健施設「つる」診療費等のクレジットカード払いについて

患者さま及び利用者さまの利便性を図るため、平成27年4月から診療費、利用料などの支払いについてクレジットカードの利用が可能となりました。

■決済方法

1 一回払い
分割払い(3・5・6・10・12・15・18・20・24回)
リボルビング払い

※利用者とクレジットカード会社との契約により決済方法を選択できます。

※2 一回払い、ボーナス一括払い、ボーナス併用分割払いはご利用できません。

■その他

売店及び食堂でのご利用はできません。

カードをお使いいただく場合、お支払の際にお申し出ください。カードの利用限度額については、各カード会社にお問い合わせください。

現金とカードとの併用及び2枚以上のカードを組み合わせてのお支払いはできませんので、あらかじめご了承ください。

■この予定表は予告なく変更することがあります。休診情報などの詳細についてはお問い合わせください。

診療科	診察室	時間	月	火	水	木	金	土
内科	1	午前	鈴木	鈴木	保坂	渡辺	鈴木	交代制
		午後						
	2	午前	樋貝	落合	渡辺 人間ドック含む	落合	保坂 人間ドック含む	交代制
		午後						
	3	午前	保坂【予約】		樋貝【予約】	樋貝	渡辺【予約】	
		午後		鈴木【予約】		保坂		
	5	午前	渡辺【予約】	山梨大学医師 糖尿病外来【予約】	落合【予約】	保坂【予約】	齋藤	
		午後		山梨大学医師 糖尿病・一般		鈴木【予約】		
外科	6	午前			深澤 呼吸器・一般			
	12	午前	岡本	岡本	川島	川島	岡本	川島
	13	午前	山梨大学医師 小児外科外来	深澤 呼吸器・一般	山梨大学医師 乳腺外科外来	丸山	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般
		午後	山梨大学医師 乳腺外科外来		深澤 呼吸器・一般		深澤 禁煙外来	
	17	午前	丸山【予約】					
整形外科	10	午前	高澤	丸木 ※3 高澤 ※4	高澤 ※3 丸木 ※4	高澤	丸木	交代制 (事前にお問合せください)
※1 第2・4・5週 ※2 第1・3週 ※3 第1・3・5週 ※4 第2・4週	11		関戸	関戸 ※3 非常勤医師 ※4	関戸 ※1 非常勤医師 ※2	関戸	関戸	
脳神経外科	14	午前	小俣	小俣	山梨大学医師	小俣		小俣
形成外科	6	午前	東京医科歯科大学医師					
小児科	15	午前	太田	太田	太田	廣瀬	太田	交代制
		午後		山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	予防接種	山梨大学医師 心臓外来 ※2【予約】	予防接種	
	16	午前	廣瀬	亀井	山梨大学医師	亀井	山梨大学医師	交代制
		午後		乳児検診	予防接種		予防接種	
産婦人科	18	午前	赤十字病院医師		赤十字病院医師	赤十字病院医師		
耳鼻咽喉科	21	午前		山梨大学医師	山梨大学医師		山梨大学医師	
眼科	20	午前	東京医科大学医師	東京医科大学医師	東京医科大学医師		山梨大学医師	東京医科大学医師 ※1
		午後		山梨大学医師			山梨大学医師	山梨大学医師
皮膚科	6	午前		山梨大学医師			山梨大学医師	山梨大学医師
泌尿器科	17	午前		山梨大学医師		山梨大学医師		

Clip! 悪質な滞納は絶対に許しません

問合先：税務課
収納対策室

山梨県地方税滞納整理推進機構との協力による市税の徴収強化
山梨県地方税滞納整理推進機構は、山梨県及び県内の市町村が共同で市税の滞納整理を推進することを目的として設置された組織です。悪質な滞納者に対し、山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で差押えや公売などの処分を執行しています。

差押処分
督促状の発送日から10日経過すると、土地・建物、預貯金・給与などの財産がある滞納者には、法律に基づき強制的に差押えを執行します。差押え後も納付されない場合は、公売など差押えた財産の換価を行い、未納の税金に充てるとなります。

都留市債権回収特別対策本部の設置
本市では、平成25年度より債権回収特別対策本部及び債権回収特別対策チームを設置し、滞納対策を進めています。納期内に納付いただいている多くの方々との公平性を保つため、元国税職員を登用し、高額な滞納や複数の部署にまたがる滞納案件について、積極的に市税その他の債権回収対策を強化しています。

都留市差押え状況(平成26年度)					
■差押処分件数					
給与	預貯金	生命保険	土地・建物	その他	計
11	69	12	8	13	113
■差押えによる収納実績					
金額					
18,175,249円					

◎延滞金を徴収します。

市税の納付は、納期内納付が原則です。納期までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、法律の定めにより計算した延滞金が増加されます。

- 納期限の翌日から1カ月を経過するまで⇒年2.8%
 - 1カ月を経過した日以降⇒年9.1%
- ※延滞金の率は平成27年5月1日現在の数字です。

問合先：税務課 市民税担当
市民課 保険年金担当

Clip! 国民健康保険からのお知らせ

対象者
65歳未満の方で、離職の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険の特定受給資格者(例：倒産・解雇などによる離職)及び雇用保険の特定理由離職者(例：雇止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方です。

軽減額
国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減方法は、前年の給与所得をその30%に減らして計算します。

軽減期間
離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。また、国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※軽減を受けるには申告が必要です。

Clip! 住宅改修に伴う固定資産税の減額措置

問合先：税務課
資産税担当

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置
条件 昭和57年1月1日以前に建築された家屋で、平成27年2月1日～12月31日までの間に現行の耐震基準に適合した改修をし、工事費が50万円以上の家屋

内容 改修家屋全体にかかる固定資産税額の2分の1を次のとおり減額します。

①通常の耐震改修工事は、翌年1年度分
②「要安全確認沿道建築物」に該当する家屋は、翌年から2年度分

※「要安全確認沿道建築物」とは地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、県耐震改修促進計画又は市耐震改修計画に記載された道路の区間にその敷地が接するものうち、耐震基準を満たしていない建築物

減額対象面積 1戸あたり120㎡相当分まで

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置
条件 平成19年1月1日以前に建築された家屋のうち、次の①から③の方が居住する住宅で、平成27年2月1日～平成28

年3月31日までの間に、補助金などを除く工事費が50万円以上のもので、かつ㉠から㉣のバリアフリー改修工事が行われた住宅(賃貸住宅は除きます)。

居住者要件
①65歳以上の方
②要介護認定または要支援認定を受けている方
③障がい者手帳の交付を受けている方

工事要件
㉠廊下の拡幅
㉡階段の勾配の緩和
㉢浴室の改良
㉣便所の改良
㉤手すりの取り付け
㉥床の階段の解消
㉦引き戸への取り替え
㉧床表面の滑り止め化

内容 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

減額対象面積 1戸あたり100㎡相当分まで

省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置
条件 平成20年1月1日以前に建築された家屋において、平成27年2月1日～平成28年3月31日までの間に、工事に要する費用が50万円以上の省エネ改修

工事を行った住宅で次の①から④までの工事のうち、①を含む改修工事が行われた家屋(賃貸住宅を除く)。

①窓の改修工事(必須)
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事

(②～④までのどれか1つ以上)

内容 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

減額対象面積 1戸あたり120㎡相当分まで

○共通事項
申請 改修後3カ月以内に所定の申請用紙に記入のうえ、添付書類をつけて提出してください。

添付書類 申請に添付する書類は、工事証明書(明細書を含む)、工事費領収書、完成写真となります。

※工事証明書は、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人で発行します。

Clip! ふれあいパーティー参加者募集！！

問合先：市民課
(都留市結婚相談所事務局)

都留市結婚相談所ではステキなパートナーとの出会いを求めておられる方のために「ふれあいパーティー」を開催いたします。

お茶やケーキを召し上がりながら、楽しいひとときをお過ごしください。お気軽にご参加をお待ちしております。

日時 6月28日(日)13時～
(受付12時30分)

場所 都ゴルフ倶楽部(都留市戸沢1353番地)

対象者
男性：市内在住45歳までの結婚を考えている方 15名
女性：45歳までの結婚を考えている方 15名

参加費 男性 3,000円
女性 2,000円

※応募者多数の場合は抽選とします。

申込方法 参加申込用紙(市民課・各コミュニティセンターなど)にあります。なお、市ホームページ上からもダウンロードできます。にご記入の上、郵送またはFAXで応募してください。

申込期日 6月5日(金)必着

※郵送の場合は当日消印有効。参加の可否は、後日連絡を致します。

問合先 都留市結婚相談所事務局
(都留市市民課)

都留市上谷二丁目1番1号
☎(46)0170
FAX(20)3622

Clip!
固定資産税 Q & A

問合先：税務課
資産税担当

Q 昨年より固定資産税が増えたのはなぜ？

A 土地

固定資産税における土地の価格は、現況で判断されています。登記の地目で価格を決定しているのではありません。例えば、登記の地目が畑であっても、その土地の上に建物（家や倉庫など）を建築したり、駐車場や作業資材を置く場所などに使用したりしていると、宅地（宅地並み雑種地）課税となり、税額が増えてしまいます。また宅地を農地として利用している場合は、現況が農地であっても、宅地として課税します。その理由としては、次の「農地転用を行った場合」を参照してください。

その他、土地の固定資産税が増える主な要因は次のとおりです。

○農地転用を行った場合

農地転用とは、本人の申請に基づいて「農地を農地以外にすること」です。

つまり、農地転用の申請をして農業委員会から認可を受けていれば、たとえ、農地転用後も農地として使用していたとしても、固定資産評価するうえでは「いつでも農地以外に利用できるため、潜在的な価値は宅地（宅地並み雑種地）」とされ、宅地（宅地並み雑種地）評価となります。

↓農地転用後は、法務局で登記地

目を変更する必要があります！

○住宅を取り壊して更地にした場合や住宅用地の特例を見直した場合

専用住宅（人が住むための建物）が建っている土地については、法律上の特例が設けられているため、土地の固定資産税評価額が減額されています。

しかし、その住宅を取り壊されてしまいますと、その特例の適用がなくなってしまう、税額が増えてしまいます。

また、同一敷地内に事業用の家屋を建てた場合など、その事業用の家屋の割合などの影響で、住宅用地の特例の対象となっていた面積が減少する場合があり、その場合も税額が増える場合があります。

○地価が下落しても土地の税額が増える場合

バブル期の急激な土地の価格の上昇やその後の急激な下落などにより、地域や土地の価格にばらつきがある場合があります。つきを是正するため負担水準（個々の宅地の課税標準額が固定資産評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの）により税負担の調整措置を行っています（図表4）

■図表4 負担水準の算定

負担水準＝	$\frac{\text{H26固定資産税課税標準額(昨年度の課税標準額)}}{\text{H27固定資産税評価額(今年度の評価額)}}$
-------	---

Q 表4。これは、現在の適正な評価額に対して極端に税額が低い宅地について行われる調整措置です。この調整措置の対象となっている宅地の場合5％程度、前年度より税額が上がる場合があります。詳しくは、今月発送の固定資産税納税通知書の裏面をご覧ください。

なお、平成26年度の固定資産税分から住宅用地については、法律などの改正により据置措置が廃止されています。

家屋

家屋は基本的に増築でもしなにかぎり、固定資産税額が増えることはありません。しかし、新築の専用住宅では、初めて課税された年度から3年間（長期優良住宅の認定を受けている家屋などは5年間）軽減を受けています。その軽減期間が満了してしまうと、通常の税額に戻ってしまいます。そのため、軽減を受けていた年度に比べ、税額が増えてしまいます。

※平成26年度に軽減期間が満了し、家屋における固定資産税が前年に比べ増える方は次の建築年に建てられた住宅です。

○平成23年1月2日から平成24年1月1日までに新築された一般の住宅

○平成21年1月2日から平成22年1月1日までに新築された長期優良住宅及び3階建以上の中高層耐火住宅

～固定資産税の納期～

第1期・全期前納	6月1日(月)
第2期	7月31日(金)
第3期	12月25日(金)
第4期	2月29日(月)

《コンビニエンスストアで納入する場合》

- 納付金額が1納付書あたり30万円を超える場合はご利用できません。
- 全期一括の納付書が使用できず、前納報奨金がつきません。
- ※前納報奨金を受けられる方は、都留市役所、各地域コミュニティセンター、市内指定金融機関並びにゆうちょ銀行での納付をお願いします。

固定資産税に関する疑問で、比較的よく尋ねられるものをまとめてみました。固定資産税納税通知書は5月18日（月）に送付します。固定資産税納税通知書の中でも説明していますが、それらをご覧になってもわからないことがありましたら、お気軽に税務課 資産税担当までお問い合わせください。

Q 固定資産税の評価額、税額はどのように算定されているの？

A 土地（宅地）について

宅地は、道路状況、家屋の過密度などおおむね類似していると思われる地区ごとに区分します。その区分された地区の中から標準的な宅地を選びます。その選定された宅地を不動産鑑定士が売買実例などを参考に鑑定を行い、価格を決定します。これを不動産鑑定価格といします。

不動産鑑定価格は、国が毎年1月1日現在で発表する地価公示価格と同程度の金額となっています。

固定資産評価額は不動産鑑定価格の70％相当額としています。固定資産税はさらに70％を乗じたもの（課税標準額といします）に税率1.4％を乗じて税額が算出されています（図表1）。

■図表1 非住宅用地の場合（事業用の宅地など）

《原則》
$\text{不動産鑑定価格} \times 70\% = \text{評価額}$
$\text{評価額} \times 70\% = \text{課税標準額}$
$\text{課税標準額} \times 1.4\% = \text{税額}$

■図表2 住宅用地の場合

《原則》
$\text{不動産鑑定価格} \times 70\% = \text{評価額}$
$\text{評価額} \times 1 / 6 \text{ (200㎡を超える部分については } 1 / 3) = \text{課税標準額}$
$\text{課税標準額} \times 1.4\% = \text{税額}$

また、住宅専用の宅地についてはさらに軽減の措置がとられています（200㎡までは固定資産評価額が1／6に、200㎡を超える部分については1／3に軽減されます・図表2）。

家屋について

国が定めた再建築費算点基準表（家の価格を決定する基準）に基づき主體的な構造や材質などを調査し、価格を決定しています。この再建築費とは、評価の対象となった家屋について、同一のものを評価の時点において、新築する場合の価格をいうものです。家屋における固定資産税額は、この再建築費から、時間の経過による損耗などを考慮（減額）して価格を算定しています（図表3）。

償却資産について

会社や個人などの事業者がその事業のために使用している機械などについては、事業者の申告に基づいて価格を決定しています。

例えば、アパート経営をされている方の場合は、家屋については家屋としての固定資産税が課税されますが、付帯する駐車場の舗装やフェンス、街灯などは償却資産として申告していただくことになります。

■図表3 再建築費からの税額算定

$\text{再建築費} \times \text{経年減点補正率など} = \text{評価額}$
$\text{評価額} (= \text{課税標準額}) \times 1.4\% = \text{税額}$

Q 固定資産税は賦課期日（毎年1月1日現在、時点の所有者、状況で課税されます！）

A 私Aは、平成26年12月20日付けの売買契約で、Bさん（買主）に土地及び建物を売りました。その後、平成27年1月4日付けでBさんに所有権移転の登記がされました。しかし、5月に送付されてきた平成27年度固定資産税の納税通知では、私A（売主）に課税されています。実質的な所有者Bさんに課税すべきではないのでしょうか？

Q 年の始め（平成27年1月10日）に家屋を取り壊しましたが、平成27年度の固定資産税の課税対象となっています。なぜでしょうか？

A 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成27年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成27年度の固定資産税の課税対象となります。

Q 家屋が年々老朽化しているのに評価額（税額）が下がらないのは？

A 家屋の評価額は再建築費を求め、家屋の建築後の経過年数に応じて、通常生じる減価補正率（経年減点補正率など）を乗じて（減額して）、固定資産評価額を算出しています。この経年減点補正率は、経過年数がその家屋の耐用年数を超過しても再建築費の20％は残存する仕組みがとられているので、ある経過年数を過ぎてしまうと、その後の価格が下がらないことがあります。

また、再建築費における資材費や労務費は、新築時ではなく評価替え（3年に一度行われています）時点での資材費や労務費で計算することになっています。したがって、耐用年数を超過していない場合においても、再建築費は前回より増額することがあります。その場合には前年度に据え置くこととなっていますので、この場合も最終的に固定資産税額は下がらないということになります。

Q 共有資産を持分ごとに課税できないのでしょうか？

A 共有資産に係る固定資産税は、法律で共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。

連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うものです。このため、共有資産を持分ごとに別々に課税することはできないことになっています。

Clip!

水道メーター（量水器）の定期交換について

問合先：上下水道課
水道業務・簡易水道担当

メーター交換該当地区（6月上旬～8月下旬実施）

上水道区域

上町・上天神町・下天神町
宮原・玉川・サンタウン玉川

簡易水道区域

桂町

水道メーターの使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。期限を迎えるものは定期的に市が新しい水道メーターに交換しますが、その交換作業は市が委託した都留市指定工事店組合加盟業者が細心の注意を払って行います。交換作業は6月上旬から8月下旬までの間に行う予定ですが、該当となる地区にはあらかじめ自治会を通じてお知らせしたうえで、メーター交換の対象となるご家庭には事前にハガキで通知します。お留守の場合でも交換させていただきまますので協力をお願いします。なお、今年度の交換該当地区は、次のとおりです。

交換作業は、20分程度の断水をして行い、交換済みの世帯には「水道メーター交換完了のお知らせ」を郵便受けなどに投函します。

※この交換作業で交換代金をいただく事はありません。ただし、この交換作業に伴いメーター付近の個人の配管工事（止水栓の設置・メーターボックスの交換など）をご希望の場合、その工事に係る費用は個人負担となります。

メーターボックス内は土や枯葉などがたまってしまいますので、交換前に清掃をお願いします。また正確な検針ができるようにメーターボックス内を定期的に点検・清掃し、常に清潔に保つように心がけてください。

Clip!

無事・安全確認の白色タオル運動

問合先：総務課
危機管理担当

「白色タオル運動」とは
この家には救助を必要とする人はいないということを示すために、玄関や門扉など外から一目でわかる場所にタオルを結びつける運動です。

市では地域協働のまちづくり推進会の提言を受け、昨年10月から災害時における迅速な安全確認を行うことができるように白色タオル運動を市全体で広めています。

避難する際に、自宅の両隣の家に、『無事ですか？』や『一緒に避難しませんか？』と声をかけてください。その際に、無事でしたら、タオルを、この家に住んでいる人は無事である意思表示をしてあげてください。
「いざという時の行動の流れ」
①自分自身の身の安全の確保
②家族が無事であれば、タオルを結びつける
③両隣に声をかけて安否を確認
④無事ならタオルを結びつけ、救助が必要なら、応援を求める
⑤速やかに避難する
※タオルは3日間ほどそのままにしておきましょう
この運動を市民の皆さんで実



■（左）玄関先に白いタオルを結ぶ



■（右・中）通りから見やすいフェンスなどに白いタオルを結ぶ



「タオルの位置については左の写真を参考にしてみてください」

践することで、災害を減らすことができると考えています。どうぞ、ご協力をお願いします。

Clip!

農地中間管理事業をご活用ください

問合先：下記記事内をご覧ください

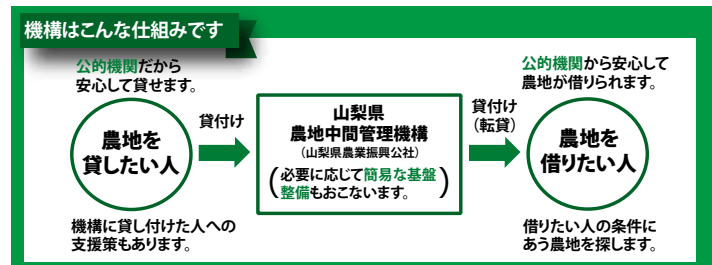
昨年度からスタートした新しい農地の貸借の仕組みです

◆農地中間管理事業の目的は？

農業ができない方の方の農地で、借り手の見込みのある農地を農地中間管理機構が借り入れて、農業経営の規模拡大をした農業者や、新規就農者などにまとめて貸し付けることで、農地の集団化の促進や、遊休農地の有効活用などを図ります。

◆農地中間管理事業の具体的な流れは？

- ① インターネットなどで農地を借りたい農業者や法人を募集
 - ② 農地を借りたい農業者や法人の条件を確認
 - ③ 農地を貸したい人のうち、借りたい方のニーズに合う農地の地権者から機構が農地を借り受け
 - ④ ①に応募した、農地を借りたい農業者や法人に貸し付ける
- ◆農地中間管理事業の事業主体は？
機構は、県農業振興公社が県から指定され、事業を実施しています。なお、機構事業の利便性を図るため、市が相談窓口業務などを行っています。
- ◆こんな時に、農地中間管理事業を活用ください！
■農地を借りたい人
・耕作している農地の隣接農地



※「農地を貸したい」「農地を借りたい」「制度の詳細を知りたい」方は、お気軽にご相談ください。

問合先
産業課 農林振興担当
山梨県農業振興公社
055(232)2760

Clip!

スポーツ健康教室開催！

問合先：生涯学習課
スポーツ振興担当

「体を動かしたいけど…」そう思っている皆さん！健康のため、スポーツ健康教室に参加してみませんか？

日程 5月11日(月)・18日(月)・25日(月)・6月1日(月)

受付 19時30分～20時21時30分

場所 市民総合体育館

参加料 1回100円(保険料)

内容 スポーツ健康教室では、メインアリーナで軽スポーツ、サブアリーナでヨガ・自強術を実施します。当日、受付にて実施したい方を選択してください。

■メインアリーナ(1階)
ソフトバレー、卓球、バドミントン、その他軽スポーツなど

■サブアリーナ(2階)
ヨガ

5月11日(月)・18日(月)

自強術(じきようじゅつ)
5月25日(月)・6月1日(月)

※自強術：様々な動作により全身をほぐす健康体操

その他
※事前の申し込みは不要です。
※当日は、運動のできる格好で体育館履きを持参してください。



■昨年開催された健康教室にて、ヨガ(右)と軽スポーツ(左)を体験する参加者の皆さん



※両方の運動を行うこともできます。

Clip!

農林産物直売所の生産者としての登録募集！

問合せ先：産業課
農林振興担当

市では、平成28年夏のオープンを目指し、リニア見学センター近くの大原地区に、大規模な農林産物直売所（道の駅「登録予定」）を建設する事業を現在進めています。

直売所の運営で一番重要な品揃え対策は、直売所へ農林産物などを出荷する生産者の育成と組織作りと考えており、野菜や加工品（6次産業化加工品など）を出荷・出品したい方など、市では多くの方に直売所の生産者として登録していただき、直売所運営に携わってもらいたいと考えています。「市民に愛され」「地域に愛され」「訪れる人に愛される」そんな施設を目指しています。

そこで、次のとおり農林産物直売所へ農林産物や加工品などを出荷・出品したいと希望される生産者を募集します。

募集期間
5月1日（金）～5月29日（金）
平日 8時30分～17時15分

※今回、組織立ち上げのため期間を定めて登録を募集しますが、その後も、随時募集を継続しますので応募をお願いします。

応募方法 氏名、住所、電話番号（自宅及び携帯）、年齢、連絡

用メールアドレス、予定している出荷・出品物名などを、「直売所生産者登録申込用紙」に記入の上、左記場所へ持参するか、郵送または左記Eメールアドレスへメールにて応募ください。

※登録申込用紙につきましては、市HPからダウンロードできます。

応募場所 都留市役所産業課 農林振興担当

Eメール
nourin@city.tsuru.lg.jp

※お土産品やフードサービスなどを希望される方や事業者の方、障がい者福祉施設の方につきましては、商工会などを通じて別途調整をさせていただきます。

※今回の募集は、正式な生産者登録ではありません。今後、話し合いを重ねる中、生産者組織を構築し、入会金や年会費の設定、直売所の維持運営費となる販売手数料の比率の検討など、直売所運営組織の基本事項の設定を行い、正式に生産者登録をお願いすることとなります。



農林産物直売所生産者登録に関する説明会の開催

自分が生産者（出荷・出品者）として登録できるのだろうか、野菜作りをしているが、今は近所や親戚に野菜を配っているが生産者となるのか、都留市の直売所がどのようなものができるかによって登録を考えたいなど、お悩みの方も多いかと思えます。

そこで、左記により生産者登録に関する説明会を開催しますので、直売所にご興味のある方は、ご参加をお願いします。

開催日時 5月20日（水）19時～（約1時間程度）

開催場所 市役所3階大会議室

※説明会終了後、個別の相談もお受けしますが、相談者が多い場合はお時間がかかることもありますのでご了承ください。

Clip!

国民年金についてのお知らせ

問合せ先：日本年金機構 大月年金事務所 ☎(22)3811
市民課 保険年金担当

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されました！

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

これまで、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でしたが、平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになりました。該当する方は上記までお問い合わせください。

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

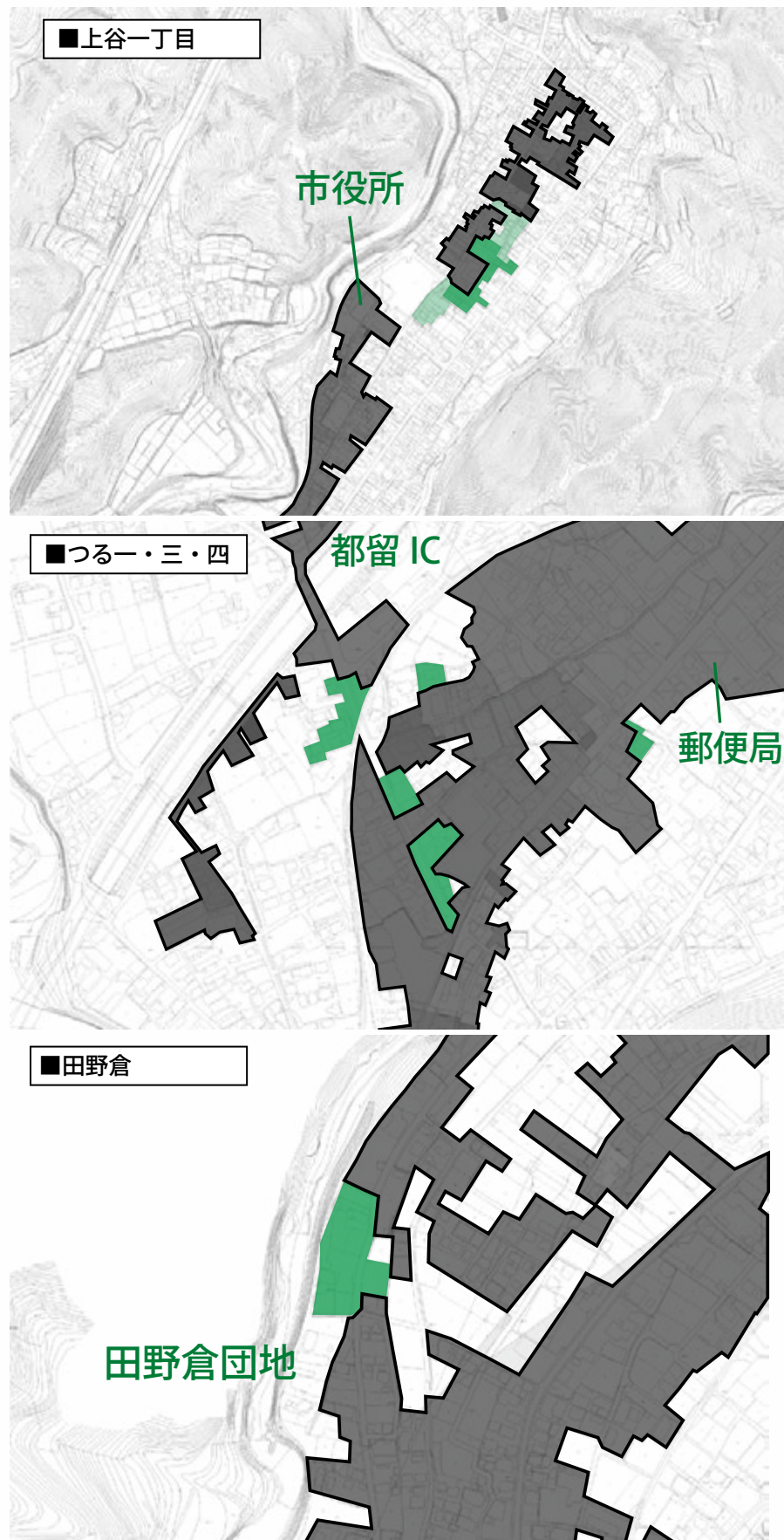
また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は9月30日までとなっています。

Clip!

下水道供用開始区域拡大のお知らせ

問合せ先：上下水道課
下水道担当



平成26年度に整備を行った区域（緑色部分）は、平成27年4月から下水道の使用が可能となります。また、3月末までに整備が完了していない区域（薄い緑色部分）は、平成27年7月に使用開始予定です。

《受益者の申告について》

供用開始区域内に水道の供給を受けている建物がある場合、土地所有者（受益者）に対し受益者負担金を賦課することとなります。5月上旬に、「供用開始のお知らせ」と「受益者負担金申告書」を、お配りします。記載事項に誤りがないか確認し、申告してください。申告がされなかった場合は、認定により受益者負担金が賦課されますので、必ず申告をお願いいたします。

なお、一括納付の場合は最大で28%割引されます。
※受益者負担金は、宅内排水設備工事の時期にかかわらず、7月から納めていただきます。

■受益者負担金 納付期限

期 別	納期限
第1期	7月31日（金）
第2期	9月30日（水）
第3期	11月30日（月）
第4期	2月1日（月）

《宅内排水設備工事について》

下水道が使用できるようになった区域では、宅内（台所・風呂・便所など）の排水設備を設置し、すみやかに下水道に接続してください。

工事の施工は下水道排水設備指定工事店に依頼してください。なお、供用開始から3年以内に下水道に接続していただく方には、その接続年度により工事費の補助金が交付されます。※排水設備工事の補助金は受益者負担金に滞納がある場合には交付されません。

■工事完成の時期と、補助金限度額

工事完成の時期	補助金限度額
供用開始から1年以内	10万円
2年以内	5万円
3年以内	3万円

Clip! 風しん予防接種の費用助成を行います

問合せ先：健康子育て課
予防担当

本市では、先天性風しん症候群を予防することを目的に、風しんの予防接種費用の一部を助成します。

一昨年の夏、首都圏で流行した風しんは、県内では、昨年、患者が十数名発生しました。その後、流行は落ち着いています。引き続き注意が必要です。

妊婦、特に妊娠初期に風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

このことから、平成27年度も引き続き風しん予防接種の費用を助成します。妊娠の可能性のある女性や、そのパートナーで風しんにかかったことがない方、風しんワクチンを受けていない方は、予防接種をご検討ください。なお、大人の風しん予防接種は任意接種となります。

費用助成対象

次の条件を満たす方

- ・都留市に住民票がある方
- ・昭和41年4月2日生まれ～平成7年4月1日生まれまでの男女
- ・風しんにかかったことのない方（風しんの予防接種を2回接種した人は除く）

助成期間 4月1日～平成28年3月31日接種分

助成額・助成回数

- ・麻しん風しん混合ワクチン：5,000円

・風しん単独ワクチン：3,000円

（自己負担額は、およそ3,000円～5,000円程度）

・助成回数は一回です。

助成方法

①代理受領の方法

接種を希望する方は、都留市が定める指定医療機関で任意の予防接種を行い、窓口で助成額を差し引いた自己負担額をお支払いください。予約をしてから医療機関を受診してください。

②償還払いの方法

指定医療機関以外で接種を受けた場合は、各医療機関の定める接種料金を窓口で全額お支払いいただき、接種後、都留市に助成金の申請を行う方法です。次のものを持参し、健康子育て課へお越しください。（申請書はホームページからダウンロードできます。）

申請時必要なもの

領収書・印鑑・接種した本人名義の口座が分かるもの

※償還払いの申請は平成28年4月10日までです。

※「先天性風しん症候群」について：妊娠初期に、妊婦が風しんにかかると、生まれた赤ちゃんに、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなど、生まれつきの病気にかかることがあります。

■参考 風しんの接種状況

H7年生まれ～	H2～H6年生まれ	S54～H1年生まれ	S41～S53年生まれ
個別接種2回	幼児期に個別接種1回 高校で個別接種1回 (計2回)	中学生の時に集団及び個別接種1回	男性は1回も接種していないのでいる方はほとんどいません。 女性は中学生の時に集団接種1回

■協力医療機関

医院名	電話	医院名	電話
磯部医院	(43)4121	東桂メディカルクリニック	(20)8010
須藤整形外科医院	(43)3151	富士渡辺内科医院	(45)8881
武井クリニック	(45)6811	山岸医院	(43)2067
大戸内科医院	(45)3188	水島医院	(56)8220
しまだ医院	0555(25)2388	都留市立病院	(45)1811
カハビの門外科・リハビリテーション病院	(45)8861		

問合せ先：健康子育て課
予防担当

平成25年6月14日以来、厚生労働省の予防接種審議会において、子宮頸がん予防ワクチンの副反応報告について審議が行われ、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛や関節痛が子宮頸がん予防ワクチン接種後にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかに、国民に適切な情報提供ができるまでの間、子宮頸がん予防ワクチンの接種は、現在、積極的にはお勧めしていません。

なお、対象者のうち、接種を希望する方については、これまでどおり定期接種として接種できますが、ワクチン接種の有効性及び安全性等について、十分理解していただいた上で接種してください。詳しい内容は、健康子育て課へお問い合わせください。

【子宮頸がん予防ワクチンを希望される方へ】

対象者 平成11年4月2日～平成16年4月1日生まれの女子（小学6年生～高校1年生相当）

接種方法

①指定の医療機関で個別接種

②健康子育て課で資料と予診票の発行を申請してください。（必ず母子健康手帳を持参してください。）

③適切な間隔をあけて3回接種

接種料金 1回15,890円（全額公費負担しますので、自己負担はありません）

Clip! 健康子育て課からのお知らせ

問合せ先：健康子育て課
健康づくり担当

特定健診・がん検診

実施期間 6月9日（火）～26日（金）の土日を含む18日間

実施場所 いきいきプラザ都留

実施方法 健康保険証の種類・年齢によって健診の受け方が異なります。

詳細についてはお問い合わせください。

電話申込期間 5月22日（金）まで（土日祝日は除く）9時～17時

山梨県の死因ワースト3

1位 「がん」

2位 「心臓病」

3位 「脳血管疾患」

■山梨県「人口動態調査」 第21表：死因順位 - 全国山梨県（平成25年）

「見つかる」と怖いから「私は大丈夫」「時間がない」「面倒だわ」などの理由で、受けていない方が大勢います。

かなりの確率でがんにかかるといわれています。がんにかかるということは、手術、通院等、体も心も経済的にも時間的にも負担は多くなります。正しい情報を知り、早期発見早期治療に心がけましょう。

胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんは、検診により早期に発見できるがんです。

まだ、がん検診をお申込みしていない方は、今すぐ、お申し込みをしてください。

（昨年度、いきいきプラザ都留での健診をお受けになっている方は、お申し込みの必要はありません。）

**女性の方に朗報です！
「レディース検診を実施します」**

今年度は、子宮がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診が同時に受けられる、レディース検診を実施します。単独検診も可能です！

実施期間 8月7日（金）8日（土）

9時30分～12時

13時30分～15時30分

実施場所 いきいきプラザ都留

申込方法 事前に予約が必要で健康子育て課までお申し込みください。

申込期間 5月7日（木）～6月30日（火）

9時～17時（土日祝日を除く）

託児所 託児所を開設します。ご希望の方は、お申し込みの際予約してください。

共通申込先 健康子育て課 健康づくり担当

☎（46）51113

2人に1人が受けていない健康診断……！

皆さんは健康診断を受けていますか？

山梨県の死因2、3位の「心臓病」「脳血管疾患」の発症は、動脈硬化が要因となる病気です。メタボリックシンドロームになると、糖尿病、高血圧症、高脂血症の一步手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を急速に招きます。

メタボリックシンドロームによって引き起こされる病気の発症の危険性は、危険因子（肥満、高血圧、脂質異常、高血糖）の数と大きくかわっており、危険因子の数が多くなるほど危険度は高まります。例えば心臓病の場合、危険因子がない人の

危険度を1とすると、危険因子を1つもっている場合は5・1倍、2つもっている場合は5・8倍、3～4個もっている場合では危険度は急激に上昇し、なんと35・8倍にもなります。

市ではメタボリックシンドロームに着目した特定健診を平成20年度より実施しております。年々受診者が増えています。まだ約2人に1人の方は特定健診をお受けになっていない現状があります。

健康診断をお受けになって「病気の早期発見・早期治療」や生活習慣を振り返ってみませんか？

今すぐがん検診を申し込みましょう！

あなたは、がん検診を受けていますか？

「見つかる」と怖いから「私は大丈夫」「時間がない」「面倒だわ」などの理由で、受けていない方が大勢います。

■性別や年齢による、かかるがんの変化

		40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
男性	1位	胃	胃	胃	胃	胃
	2位	大腸	大腸	大腸	肺	肺
女性	1位	乳房	乳房	胃	胃	胃
	2位	子宮	胃	大腸	大腸	大腸

2010 独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター 年齢部位別がん罹患数割合より

○男性では、40歳以上で消化器系のがん（胃、大腸、肝臓）の罹患が多くを占めますが、70歳以上では肺がんの割合が増加します。

○女性では、40歳代では乳がん、子宮がんの罹患が多くを占めますが、高齢になるほどその割合は減少し、消化器系のがん（胃、大腸）の割合が増加します。

企画担当

京王井の頭線・・・下北沢駅(75.0km)

※各種書類等は、市ホームページからダウンロードできます。

高齢者肺炎球菌感染症ワクチン予防接種について

予防担当☎(46)5113

※なお、事前に発送しました個人通知の医療機関一覧に坂本整形外科医院と都留市立病院が追加されていますのでご了承ください。

で、接種前に健康子育て課へ専用の予診票の交付申請をしてください。

【接種方法】

事前に医療機関へ予約し、市から郵送した「高齢者肺炎球菌感染

接種が済んだら医療機関から「予防接種済証」に記録してもらい保管してください。

接種が済んだら医

Clip!

「都留市ふれあい集会」開催希望団体を募集します！

申込・問合先：総務課
法制広報担当

■平成26年度「ふれあい集会」開催実績

回数	対象地区(団体)	回数	対象地区(団体)
第1回	谷村地区	第7回	禾生地区
第2回	農業従事者	第8回	都留市女性団体 連絡協議会
第3回	三吉地区	第9回	東桂地区
第4回	開地地区	第10回	宝地区
第5回	きらめき女性塾	第11回	楽山自治会
第6回	地元商店 (商工会関係)	第12回	盛里地区

本市では、「市民総参加の市政」を実現することを目的として、市長が地域などに直接出向き、皆さんの意見を直接聴くことによって市政に反映させる「都留市ふれあい集会」を開催しています。

平成26年2月から初まったこのふれあい集会は参加して頂いた皆さんのおかげにより、12回の開催を数えるまでになりました。

そこで平成27年度はこの「ふれあい集会」にご興味のある自治会・団体の皆さまを募集します。開催を希望される方は、この機会にぜひお申込みください。



対象者 都留市内に住み、学び、働き、活動する方
(自治会や各種団体など)

場所 各自治会館及び市役所などの公共施設

内容 テーマは特に定めませんので、ざっくりばらんにいろいろなお話を聞かせください。ただし、次の内容については取り上げかねますので、ご了承ください。

- ① 個人的相談や苦情、または個人的要望に関すること。
- ② 特定の個人や団体に対する誹謗または中傷に該当すること。
- ③ 宗教、営業などに関すること。
- ④ 公序良俗に反すること。
- ⑤ その他市長が不適切と認めること。

今月の「ふれあい・子育てサロン」

親子一緒にのサロン

日時 5月25日(月)10時～12時
場所 いきいきプラザ都留2階
持ち物 各自必要なもの
費用 200円(保険・運営費)

リフレッシュ(託児)サロン

日時 5月11日(月)10時～14時
場所 いきいきプラザ都留2階
持ち物 お気に入りのおもちゃ、おやつ、飲み物、着替え、靴
※1日預けたい方のみお弁当持参
※持ち物にはお名前を書いてください。
※費用 300円(保険・運営費)
※開催日の2週間前から受付

共通申込・問合先 市社会福祉協議会
☎(46)5115

子育て情報コーナー
どかちび

よみかせボランティア

「ひびきの会」の読み聞かせ

日時 5月9日(土)14時
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 みんなが選んだ紙芝居や絵本を読みます。

こぐまクラブの「こぐまのちいさなおはなし会」

日時 5月15日(金)10時30分
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

こぶたの会の「ワクワク」おはなし会

日時 5月23日(土)14時
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 楽しいおはなしや歌、手遊びをします。

